



「トキワ印刷通信」とは、トキワ印刷が自社の紹介や印刷業界のさまざまな情報をお送りする情報紙です。

第22回

## 著作物って何？

印刷物は著作権の塊とも言われ、「著作権」との関係性を把握していないと大きなトラブルの原因にもなりかねません。今回は印刷物を作成するにあたって知っておきたい著作権の一部について紹介します。

### 著作権とは？

著作権とは、ごく簡単に言えば「**著作権者**」が他人に「**著作物**」を無断で利用されない権利です。著作権は「著作物」というものに対してだけに認められる権利ですので、まずは「著作物」とは何かについて知ることが著作権を理解する始めのポイントとなります。

## 「著作物」の定義

「著作物」とは、「**思想又は感情**」を創作的に表現したものであって、**文芸、学術、美術、又は音楽の範疇に属するものをいう。**（著作権法2条1項1号）

## ！ポイント！

### ✔ 「思想又は感情」を含むこと

上の定義から著作物は「思想又は感情」を含むものでなければなりません。逆に言えば「思想又は感情」を含まないものは著作権ではありません。

(例：「日本で一番広い湖は琵琶湖である」という文は単なる事実を述べた文であって思想・感情は含まれていませんので著作物にはなりません。



### ✔ 「創作的」であること

「創作的」とはいても、必ずしも高いレベルのものではなく、何らかの個性が発揮されていれば十分とされています。ただし、ありふれた表現や誰かの作品をコピーし、又はそれに近いような形で利用するなどオリジナルが皆無なもの「創作的」ではないという理由で、その人の著作物とは認められません。



### ✔ 「表現したもの」であること

頭の中でアイデアとして膨らませているだけではダメで、それを文章やイラスト・楽曲・映像等といった形で外部に表現して初めて著作物となります。



### ✔ 「文芸、学術、美術又は音楽の範疇に属するもの」であること

自動車や楽器の形状といったデザインはこれに該当しないので著作物に当たりません。このようなものは産業財産権（工業所有権）の「意匠権」の範疇に入るとされます。

